

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会諸規程集

報告事項

1. 白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会事務局規程
2. 白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会幹事会規程
3. 白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会財務規程
4. 白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会専門部会設置要綱
5. 白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会分科会設置要綱

協議事項

1. 白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会会議運営規程（案）
2. 白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会会議傍聴要綱（案）
3. 白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会会議録等公開要綱（案）
4. 白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会小委員会規程（案）
（新市の名称等に関する小委員会設置要綱）
（議会の議員の定数等に関する小委員会設置要綱）
5. 白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程（案）

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会規約第12条第3項の規定に基づき、白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事務所の位置)

第2条 協議会の事務局（以下「事務局」という。）の事務所の位置は、次のとおりとする。

位 置 白河市大手町3番地の8

(所掌事務)

第3条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の協議資料の作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) その他協議会の運営に必要な事項に関すること。

(組織及び分掌事務)

第4条 前条各号に掲げる事務を処理するため、事務局に総務班、計画班及び調整班を置く。

- 2 前項の各班の分掌事務は、別表第1のとおりとする。

(職員等)

第5条 事務局に事務局長、総括次長、次長、班長及び主任の職員を置く。

- 2 前項の職員は、協議会の会長（以下「会長」という。）が任命する。

(職員の職務)

第6条 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を統括する。

- 2 総括次長は、事務局長を補佐し、事務局の事務を整理する。
- 3 次長は、上司の命を受け、事務局の事務に関する企画及び調整に参画する。
- 4 班長は、上司の命を受け、班の分掌事務を統括する。
- 5 主任は、上司の命を受け、班の事務を処理する。

(決裁)

第7条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の運営に関する基本方針の決定に関すること。
- (2) 協議会に提出する議案の決定に関すること。
- (3) 協議会の予算及び決算に関すること。
- (4) 規程等の制定改廃に関すること。
- (5) その他特に事務局長が重要と認める事項に関すること。

(専決事項)

第8条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 50万円未満の物品の購入その他契約の締結に関すること。
- (2) 収入調定及び支出命令並びに1件につき50万円未満の支出負担行為に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 軽易な通知、照会、回答及び各種調査の実施に関すること。
- (5) 職員の休暇の承認、時間外勤務命令及び出張命令に関すること。
- (6) その他軽易な事項に関すること。

(代決)

第9条 会長が不在のときは、協議会の副会長（以下「副会長」という。）がその事務を代決する。

- 2 会長及び副会長がともに不在のときは、事務局長がその事務を代決する。
- 3 事務局長が不在のときは、総括次長がその事務を代決する。ただし、総括次長を複数置いている場合は、事務局長があらかじめ指名した総括次長とする。

(文書の取扱い)

第10条 事務局における文書の收受、発送、処理、施行、保存その他文書の取扱いについては、協議会事務所の所在市村の例による。ただし、文書の記号は「合併協」とする。

- 2 事案を処理する場合の起案は、発議書（別記様式）により行うものとする。

(公印の取扱い)

第11条 協議会の公印の名称、ひな形、寸法、書体、用途及び個数は、別表第2のとおりとする。

- 2 協議会の公印の管理等は、協議会事務所の所在市村の例により事務局長が行う。

(職員の服務等)

第12条 職員の服務及び勤務条件については、それぞれの市村の事務従事の例によるものとする。ただし、勤務時間の割振り並びに休憩時間及び休息時間については、協議会事務所の所在市村の例による。

(給与等)

第13条 事務局の職員の給料、各種手当及び共済費等については、それぞれの職員の属する市村の負担とする。ただし、福島県が協議会の事務局に駐在させる福島県の職員の時間外勤務手当及び休日勤務手当については、福島県が支給するものとし、その相当額を協議会が福島県に対して負担する。

- 2 職員の旅費については、協議会事務所の所在市村の例により協議会が支給する。

(補則)

第14条 この規程に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年6月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年9月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

区 分	分 掌 事 務
総 務 班	1 庶務及び会計に関すること。 2 協議会の予算・決算に関すること。 3 協議会の会議の運営に関すること。 4 協議会の会議資料の調整に関すること。 5 国及び福島県との調整に関すること。 6 合併に係る広報に関すること。 7 正副会長会議及び幹事会に関すること。 8 職員研修に関すること。 9 その他他の班に属さないこと。
計 画 班	1 新市建設計画に関すること。 2 財政計画に関すること。 3 新市の予算編成等に関すること。 4 県事業との連絡調整に関すること。 5 上記に係る各専門部会及び分科会に関すること。
調 整 班	1 合併協定項目に関すること。 2 各種事務事業の調整に関すること。 3 新市の例規策定に関すること。 4 上記に係る各専門部会及び分科会に関すること。

別表第2（第11条関係）

名 称	ひ な 形	寸法 (mm)	書 体	用 途	個数
白 河 市 ・ 表 郷 村 ・ 大 信 村 ・ 東 村 合 併 協 議 会 長 乃 印	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 白 河 市 ・ 表 郷 村 ・ 大 信 村 ・ 東 村 合 併 協 議 会 長 乃 印 </div>	方 2 1	てん書体	白 河 市 ・ 表 郷 村 ・ 大 信 村 ・ 東 村 合 併 協 議 会 の 一 般 文 書 用	1

別記様式

発 議 書

						整理番号			
施行	年 月 日		注意事項			文書番号	記号		
決 裁	年 月 日						番号		
施行予定	年 月 日					保 存 期 間		年	
起 案	年 月 日								
収 受	年 月 日					浄 書	校 合	公 印	施 行
発送表示	<input type="checkbox"/> 普通郵便 <input type="checkbox"/> 書留 <input type="checkbox"/> 速達 <input type="checkbox"/> 親展 <input type="checkbox"/> 配達証明 <input type="checkbox"/> 内容証明 <input type="checkbox"/> 電報 <input type="checkbox"/> ハガキ <input type="checkbox"/> ファクシミリ <input type="checkbox"/> 使送 <input type="checkbox"/>								
会 長	副会長	副会長	副会長	局 長	総括次長	総括次長	次長兼 計画班長	次長兼 調整班長	総務班長
主 任					決裁区分	□甲 □乙			
					起案者				
					白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会事務局				
合 議 先					職 名				
					氏 名 ㊟				
あて先 (経由)									
件 名									
理 由									

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会幹事会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会規約第13条第2項の規定に基づき、白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会（以下「協議会」という。）の幹事会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 幹事会は、協議会の会長（以下「会長」という。）の指示を受け、協議会に提案する必要な事項について協議し、又は調整するものとする。

2 前項に規定するもののほか、合併に必要な事項について協議し、又は調整するものとする。

(組織)

第3条 幹事会は、幹事をもって組織する。

2 幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(幹事長及び副幹事長)

第4条 幹事会に幹事長1名及び副幹事長3名を置き、幹事のうちから互選する。

2 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。

3 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 幹事会の会議（以下「会議」という。）は、幹事長が必要に応じて随時開催する。

2 幹事長は、会議の議長となる。

3 幹事会は、必要に応じて関係職員等の出席を要請することができる。

(専門部会)

第6条 幹事会に、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報告)

第7条 幹事長は、幹事会の協議経過及び結果について会長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 幹事会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、幹事会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年6月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年9月1日から施行する。

別表（第3条関係）

市 村 名	役 職 名
白 河 市	助 役
	総 務 部 長
表 郷 村	企 画 調 整 課 長
	総 務 課 長
大 信 村	助 役
	総 務 課 長
東 村	合 併 対 策 室 長
	総 務 課 長

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会規約第15条の規定に基づき、白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会（以下「協議会」という。）の財務について、必要な事項を定めるものとする。

(歳入歳出予算)

第2条 協議会の予算は、白河市・表郷村・大信村・東村（以下「4市村」という。）の負担金、繰越金その他の収入をその歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費を歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度歳入歳出予算を調製し、年度開始前に協議会の承認を得なければならない。

3 会長は、前項の規定により予算が協議会の承認を得たときは、当該予算の写しを速やかに4市村の長に送付しなければならない。

(予算の補正)

第3条 会長は、協議会に係る既定予算に補正の必要が生じた場合は、これを調製し、協議会の承認を得なければならない。

2 前項の規定により、補正予算が協議会の承認を得たときは、前条第3項の規定を準用する。

(歳入歳出予算の款等の区分)

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において、臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める区分以外の項及び目を定めることができる。

(出納及び現金の保管)

第5条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、会長が定める銀行その他の金融機関に、これを預け入れなければならない。

(協議会出納員)

第6条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務をつかさどる。

(予算の流用及び充用)

第7条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、協議会事務所の所在市村の例による。

(収入及び支出の手続)

第8条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、別に定める様式によりこれを行うものとする。

2 協議会出納員は、次の各号に掲げる簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算差引簿

(2) その他必要な簿冊

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後2か月以内に協議会の決算を調製し、監査委員の監査に付した後、協議会の認定に付さなければならない。

2 会長は、前項の規定により決算が協議会の認定を得たときは、当該決算の写しを4市村の長に送付しなければならない。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、協議会事務所の所在市村の例によるものとする。

附 則

1 この規程は、平成16年6月10日から施行する。

2 協議会が設けられた年度の予算に関しては、第2条第2項の規定にかかわらず、第1回協議会時の報告をもって協議会の承認に代えることができる。

3 会長は、この規程の施行日以降第1回協議会の開催日までの間における収入すべき収入の調定及び執行すべき事務に係る費用の支出については、この規程による手続により、これを行うことができる。

附 則

この規程は、平成16年9月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
3 諸収入	1 預金利子	1 預金利子
	2 雑入	1 雑入

別表第2（第4条関係）

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 協議会費
	2 事務費	1 事務局費
2 事業費	1 事業費	1 事業推進費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会専門部会設置要綱

(設置)

第1条 白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会幹事会 規程第6条第1項の規定に基づき 白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会幹事会 (以下「幹事会」という。) に、白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会専門部会 (以下「専門部会」という。) を設置する。

(所掌事務)

第2条 専門部会は、幹事会の幹事長 (以下「幹事長」という。) の指示を受け、白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会規約 第3条各号に掲げる事項について、専門的に協議し、又は調整する。

(組織)

第3条 専門部会は、別表に掲げる部会及び構成員をもって組織する。

(役員)

第4条 専門部会に次の役員を置き、構成員のうちから互選する。

- (1) 部会長 1名
- (2) 副部会長 3名

(役員職務)

第5条 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

- 2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、幹事長の要請により、又は部会長が必要に応じて随時開催するものとする。

- 2 部会長は、会議の議長となる。
- 3 部会長は、必要に応じて関係職員の出席を要請することができる。
- 4 専門部会は、必要に応じて関係する専門部会と合同の会議を開催することができる。

(分科会)

第7条 専門部会に必要に応じて分科会を置くことができる。

(報告)

第8条 部会長は、専門部会の協議経過及び結果について幹事長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 専門部会の庶務は、白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会の事務局において行う。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、専門部会に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年9月1日から施行する。

別表

専門部会名	構 成 員			
	白河市	表郷村	大信村	東 村
総務部会	総務部長 秘書課長 総務課長 財政課長 工事契約検査課長 税務課長 会計課長	総務課長 税務課長 出納室長	総務課長 税務課長 出納室長	総務課長 住民生活課長 出納室長
企画部会	総務部長 秘書課長 企画情報課長	総務課長 企画調整課長	総務課長 企画情報課長	総務課長
住民生活部会	市民部長 市民課長 国保年金課長 生活環境課長	総務課長 住民生活課長	住民生活課長	住民生活課長
保健福祉部会	保健福祉部長 社会福祉課長 高齢福祉課長 健康増進課長	健康福祉課長 住民生活課長	健康福祉課長	保健福祉課長 幼育課
産業経済部会	産業部長 商工観光課長 農政課長 農業委員会事務局長	農林商工課長	農村振興課長 建設課長 農業委員会事務局長	地域振興課長 農業委員会事務局長
建設部会	建設部長 水道事業所長 道路河川課長 建築住宅課長 都市計画課長 下水道課長 業務課長 施設課長	建設課長 水道課長	建設課長	建設課長 水道課長
教育部会	教育部長 教育総務課長 学校教育課長 生涯学習課長 文化課長 スポーツ健康課長	学校教育課長 生涯学習課長	学校教育課長 生涯学習課長	学校教育課長 生涯学習課長 幼育課
議会・選挙・ 監査部会	議会議務局長 選挙管理委員会事務局長 監査委員事務局長	議会議務局長 選挙管理委員会書記長	議会議務局長 選挙管理委員会書記長	議会議務局長 選挙管理委員会書記長
新市建設計画 策定部会	総務部長 企画情報課長 財政課長	総務課長 企画調整課長	総務課長 企画情報課長	総務課長 合併対策室

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会分科会設置要綱

(設置)

第1条 白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会専門部会設置要綱第7条の規定に基づき、白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会専門部会 (以下「専門部会」という。) に白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会分科会 (以下「分科会」という。) を設置する。

(所掌事務)

第2条 分科会は、専門部会の部会長 (以下「部会長」という。) の指示を受け、合併に関する事務事業について専門的に協議し、又は調整する。

(組織)

第3条 分科会は、別表のとおりとし、各専門部会の関係所管課等に所属する職員 (以下「構成員」という。) をもって組織する。

(役員)

第4条 分科会に次の役員を置き、構成員のうちから互選する。

(1) リーダー 1名

(2) サブリーダー 3名

(役員職務)

第5条 リーダーは、分科会を代表し、会務を総理する。

2 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 分科会は、部会長の要請により、又はリーダーが必要に応じて随時開催するものとする。

2 リーダーは、会議の議長となる。

3 リーダーは、必要に応じて関係職員の出席を要請することができる。

4 分科会は、必要に応じて関係する他の分科会と合同の会議を開催することができる。

(報告)

第7条 リーダーは、分科会の協議経過及び結果について、部会長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 分科会の庶務は、リーダーが属する市村の担当課所において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、分科会に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年9月1日から施行する。

別表

専門部会名	分科会名
総務部会	人事組織分科会 総務分科会 財政管財分科会 税務分科会
企画部会	企画分科会 情報電算分科会
住民生活部会	住民生活分科会 国保年金分科会 環境・衛生分科会 消防防災分科会
保健福祉部会	福祉分科会 保健分科会 介護保険分科会
産業経済部会	農林分科会 商工観光分科会
建設部会	建設管理分科会 上下水道分科会 住宅分科会 都市計画分科会
教育部会	学校教育分科会 生涯学習分科会
議会・選挙・監査部会	議会分科会 選挙分科会 監査分科会

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会会議運営規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会規約（以下「規約」という。）第9条第5項の規定に基づき、白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会（以下「協議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（基本方針）

第2条 会議は原則公開とする。ただし、出席委員の半数以上の賛同があるときは、公開しないことができる。

2 会議の運営に際しては、公平かつ公正な協議の推進に努めるものとする。

（会長等の責務）

第3条 協議会の会長（以下「会長」という。）は、会議の議長となり、副会長と連携しながら、迅速かつ効率的に会議を運営することに努めなければならない。

2 委員は、会議に積極的に参画し、円滑な議事運営に協力しなければならない。

（会議の開閉等）

第4条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。

2 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

（会議の進行）

第5条 会議の議事は、全会一致をもって決することを原則とする。ただし、意見の調整ができず、会議の進行に支障が生じた場合は、出席委員の3分の2以上の賛同をもって決することができるものとする。

（傍聴）

第6条 会議は、傍聴することができる。

2 会議の傍聴については、会長が別に定める。

（会議録）

第7条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製するものとする。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 出席委員等の氏名
- (3) 議題及び議事の要旨
- (4) その他議長が必要と認めた事項

（会議録の署名）

第8条 会議録に署名すべき委員は4名とし、会議ごとに議長が指名する。

（会議録等の公開）

第9条 会議録及び会議に提出された文書は、原則公開とする。

2 前項の規定による公開は、会長が別に定める方法により行うものとする。

(規律)

第10条 何人も、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2 会議場において、資料、文書等を配布するときは、議長の許可を得なければならない。

(関係者の出席)

第11条 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年6月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年9月9日から施行する。

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会会議傍聴要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会会議運営規程第6条第2項の規定に基づき、白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会（以下「協議会」という。）の会議の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

（傍聴席の区分及び定員）

第2条 傍聴人は、報道を業とする者（以下「報道関係者」という。）及びその他の傍聴人（以下「一般傍聴人」という。）とする。

2 一般傍聴人の定員は、会場の規模に応じて協議会の会長が定める。

（傍聴の手続き）

第3条 報道関係者は、報道関係者受付簿（第1号様式）に報道機関の住所、名称及び傍聴しようとする者の氏名等を記入の上、報道関係者傍聴証（第2号様式）の交付を受けなければならない。

2 一般傍聴人は、一般傍聴人受付簿（第3号様式）に住所及び氏名を記入の上、一般傍聴証（第4号様式）の交付を受けなければならない。

3 前項の規定による一般傍聴証は、会議開催予定時刻の15分前から先着順に交付する。ただし、会議開催予定時刻15分前における会議を傍聴しようとする者が前条第2項で定める定員を超えるときは、くじ引きで決定するものとする。

（傍聴証の返還）

第4条 傍聴人は、傍聴を終え退場しようとするときは、報道関係者傍聴証及び一般傍聴証を協議会の事務局に返還しなければならない。

（傍聴席に入ることができない者）

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- （1）銃器その他危険なものを持っている者
- （2）酒気を帯びていると認められる者
- （3）異様な服装をしている者
- （4）張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- （5）笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- （6）その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることにはできない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

（傍聴人の守るべき事項）

第6条 傍聴人は、傍聴席において次に掲げる事項を守らなければならない。

- （1）会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。

- (2) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。
- (3) はち巻、腕章の類をする等、示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れないこと。
- (6) 不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (7) その他会議の秩序を乱し又は会議の妨害になるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りではない。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(職員の指示)

第9条 傍聴人は、すべて協議会の事務局職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴人がこの要綱に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、傍聴の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年6月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年9月9日から施行する。

第1号様式

報道関係者受付簿

第 回 白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会
日 時 平成 年 月 日 時 分
場 所

番号	報道機関名・所属・役職	氏名	備考

第2号様式

No.
白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会
報道関係者傍聴証

第3号様式

一般傍聴人受付簿

第 回 白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会

日 時 平成 年 月 日 時 分

場 所

番号	住 所	名 称	氏 名	備 考

第4号様式

No.
白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会
一 般 傍 聴 証

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会会議録等公開要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会会議運営規程第9条第2項の規定に基づき、白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会(以下「協議会」という。)の会議録及び会議に提出された文書(以下「会議録等」という。)の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

（基本方針）

第2条 会議録等は、原則公開とする。

（公開の制限）

第3条 個人に関する事項、会議の公正な運営に著しい支障を及ぼす恐れのある事項、その他公開に供することが適当でないと認められる事項を記載した会議録等の全部又は一部については、公開しないことができる。

（公開する会議録等）

第4条 公開する会議録等は、当該会議録等の写しとする。ただし、会議に提出された文書についてはこの限りでない。

2 前項の会議録等には、電子化した情報も含むものとする。

（公開の方法）

第5条 公開の方法は、協議会の事務局、協議会を構成する市村(以下「構成市村」という。)の所定の場所及び協議会で開設するインターネットホームページにおいて公開する。

2 公開する時間は、協議会の事務局及び構成市村の所定の場所においては、当該事務局及び構成市村の執務時間内とする。

（補則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議録等の公開に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年6月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年9月9日から施行する。

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会小委員会規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会規約第11条第2項の規定に基づき、白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会（以下「協議会」という。）の小委員会に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 小委員会は、協議会から付託された事項について調査、審議等を行う。

（委員）

第3条 小委員会の委員は、協議会の会長（以下「会長」という。）が協議会の会議に諮り協議会の委員のうちから指名する。

（委員長及び副委員長）

第4条 小委員会は、委員長1名及び副委員長1名を置くものとする。

2 委員長は、小委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員長及び副委員長は、小委員会の委員の互選により選出する。

（会議）

第5条 小委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が召集し、委員長はその会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

（関係者等の出席）

第6条 委員長は、必要に応じて関係者の出席を要請することができる。

（報告）

第7条 委員長は、協議会から付託された事項の調査、審議等の結果について、協議会に報告しなければならない。

（庶務）

第8条 小委員会の庶務は、協議会の事務局において行う。

（補則）

第9条 この規程に定めるもののほか、小委員会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年6月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年9月9日から施行する。

新市の名称等に関する小委員会設置要綱

(設置)

第1条 白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会（以下「協議会」という。）は、合併協定項目のうち、次に掲げる事項について小委員会に付託し、調査又は審議を行わせるため、新市の名称及び事務所の位置小委員会（以下「名称・位置小委員会」という。）を設置する。

- (1) 新市の名称について
- (2) 新市の事務所の位置について

(構成)

第2条 名称・位置小委員会は、次に定める委員16名で構成する。

- (1) 協議会規約第7条第1項第1号に定める助役（助役を置かない市村においては、同条第2項の規定により当該市村長の指定する者）
- (2) 協議会規約第7条第1項第3号に定める委員 各1名
- (3) 協議会規約第7条第1項第4号に定める委員 各2名

(補則)

第3条 この要綱に定めるもののほか、小委員会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年6月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年9月9日から施行する。

委員名簿

市村名	構成区分	委員名	備考
白河市	第1号委員	横井孝夫	助役
	第3号委員	深谷久雄	議員
	第4号委員	池嶋貞	住民代表者
		佐川京子	
表郷村	第1号委員	中根静	企画調整課長
	第3号委員	穂積栄治	議員
	第4号委員	緑川正年	住民代表者
		深谷美佐子	
大信村	第1号委員	大谷英明	助役
	第3号委員	鈴木勇一	議員
	第4号委員	大竹徳一	住民代表者
		橋本良示	
東村	第1号委員	水野谷正明	合併対策室長
	第3号委員	藤田久男	議員
	第4号委員	金澤幸子	住民代表者
		矢田部兼一	

議会の議員の定数等に関する小委員会設置要綱

(設置)

第1条 白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会（以下「協議会」という。）は、合併協定項目のうち、次に掲げる事項について小委員会に付託し、調査又は審議を行わせるため、議会の議員の定数及び任期の取扱い小委員会（以下「議員定数等小委員会」という。）を設置する。

- (1) 議会の議員の定数及び任期について
- (2) 特別職の職員の身分の取扱いについてのうち議会の議員の報酬等について

(構成)

第2条 議員定数等小委員会は、次に定める委員20名で構成する。

- (1) 協議会規約第7条第1項第2号に定める委員 各2名
- (2) 協議会規約第7条第1項第4号に定める委員 各3名

(補則)

第3条 この要綱に定めるもののほか、小委員会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年6月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年9月9日から施行する。

委員名簿

市村名	構成区分	委員名	備考
白河市	第2号委員	大 高 正 人	議長
		三 森 繁	副議長
	第4号委員	大 越 喜 平	住民代表者
		柳 惠 子	
表郷村	第2号委員	荒 井 一 郎	議長
		矢 口 秀 章	副議長
	第4号委員	滝 田 知 守	住民代表者
		和 知 幸 男	
大信村	第2号委員	藤 田 清	議長
		星 吉 明	副議長
	第4号委員	添 田 勝 治	住民代表者
		大 戸 文 治	
東 村	第2号委員	西 村 栄	議長
		我 妻 茂 昭	副議長
	第4号委員	鈴 木 勝 則	住民代表者
		遠 藤 公 彦	
		藤 田 小 一	

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会規約（以下「規約」という。）第17条第2項の規定に基づき、白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会（以下「協議会」という。）の会長、副会長、委員及び監査委員（以下「委員等」という。）の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（報酬）

第2条 協議会の委員等の報酬は、日額6,000円とする。ただし、白河市、表郷村、大信村、東村その他の地方公共団体の長、助役その他の常勤職員については、これを支給しない。

（費用弁償）

第3条 協議会の委員等が、協議会の職務を行うために出張したときは、費用弁償として別表に定める旅費を支給する。

（支給方法）

第4条 協議会の委員等の報酬及び費用弁償の支給方法等については、協議会事務所の所在市村の例による。

（補則）

第5条 この規程に定めるもののほか、協議会の委員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年6月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年9月9日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分		費用弁償の額	
旅 費	鉄道賃	旅客運賃、急行料金及び座席指定料金	
	日当（1日につき）	白河市及び西白河郡	支給しない。
		福島市、二本松市、伊達郡、安達郡、郡山市、須賀川市、岩瀬郡、石川郡、田村郡及び東白川郡	1,300円
		上記以外の地域	2,600円
	宿泊料（1夜につき）	甲地方	13,100円
乙地方		11,800円	

※ 甲地方及び乙地方の区分については、協議会事務所の所在市村における区分の例による。